

食品安全モニターからの報告（平成19年10月分）について

食品安全モニターから10月中に、32件の報告がありました。

報告内容

<意見等>

・ 食品安全委員会活動一般関係	1件
・ リスクコミュニケーション関係	4件
・ BSE関係	1件
・ 器具・容器包装関係	1件
・ 遺伝子組換え食品等関係	1件
・ 食品衛生管理関係	7件
・ 食品表示関係	12件
・ その他	5件

（注）複数の分野に関係する報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例）食品安全モニターの職務経験区分：

食品関係業務経験者

- ・ 現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
- ・ 過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方

食品関係研究職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方

医療・教育職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方

その他消費者一般

- ・ 上記の項目に該当しない方

1. 食品安全委員会活動一般関係

効果的リスク管理支援を食品安全委員会に期待

食品関連事業者による不祥事が相次いで発生しています。食品安全委員会には、第三者的立場から、食の安全確保を担保するために、効果的な監視体制の構築について、科学的・専門的視野から支援することを期待します。

(東京都 男性 71歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、リスク管理機関からの求めに応じて行った科学的知見に基づくリスク評価の結果が、適切に施策に反映されているか否かを把握するため、リスク管理機関に対し定期的に調査を行い、その結果をホームページで公表しております。

現在、過去に実施した7回の調査結果について掲載しておりますので、御参照下さい。

食品安全委員会 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査
<http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

なお、企業等への食品の安全性に係る直接的な監視・指導については、リスク管理機関が適切に対応していただいていると認識しております。

2. リスクコミュニケーション関係

地域指導者育成講座に対する希望

食品安全委員会と一般消費者の間の橋渡しとして「地域の指導者育成講座」が開催されている。モニターの中から受講者を選考し、指導者を育成していくのであれば、講座を継続的・定期的で開催してもらいたい。また、受講修了者に活動支援や指導者の権限を与えていただきたい。

(鳥取県 女性 49歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

本講座は、食品安全モニターの方々をはじめ、行政、消費者団体、事業者などのうち、地域の集まりで食の安全に関して話をする機会のある方を対象とし、地方公共団体等と協力して全国各地で開催しております。

受講者された方には本講座で得た知識・経験を踏まえ、地域の集会などに積極的に御参加いただき、リスク分析の考え方をお話しいただくことなど、主体的な活動を通じて地域におけるリスクコミュニケーションの指導者として、情報・理解の裾野を広げていただけることを期待しています。

受講者の方に何か資格を与えるというものではありませんが、全ての課程を受講された方については、受講者名簿に登録させていただき、今後も引き続き、食品安全委員会の最新の情報を提供し、皆様の地域での主体的な活動を、食品安全委員会の立場で積極的に御支援させていただきたいと考えています。

また、食品安全委員会では、本講座をできるだけ全国の多くの方に受講頂きたいと考えおり、まずは全都道府県で開催することを主眼にしております。

なお、今年度は、全国 11 カ所（神奈川県、石川県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、福岡県）で、各回 50 名から 100 名程度の規模で実施する予定です*。

なお、本講座の開催及び参加者の募集については、当委員会のホームページに随時掲載してまいりますので御参照下さい。

http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai_jisseki.html

* 石川県、愛知県、滋賀県、鳥取県、山口県、香川県については、実施済（平成 19 年 11 月末現在）

WHOモイ博士の講演会に参加して

WHO のモイ博士の講演会に参加しました。食品照射の国際的な現状を理解する上で有意義な会合であったと思います。意見交換の場で中心となったシクロブタノンの安全性に対する疑問に対して集中的に討論する機会をあらためて作っていただけるよう希望します。

（群馬県 男性 64 歳 食品関係研究職経験者）

【食品安全委員会からのコメント】

意見交換会に御参加いただき、ありがとうございました。食品への放射線照射に関する情報提供については、国民の皆様のニーズが高いものと考えております。なお、食品安全委員会では、国外の食品に関する安全情報の収集・整理等に資するため、外国人有識者（研究者）を招へいし、意見交換会などを行っており、今後とも随時情報を収集しながら、国民の関心等を踏まえて有意義な意見交換会の開催に努めてまいります。

意見交換会に参加して

倉敷地域の食の安全・安心について考え、かつ共通意識を図り深めることを目的とした意見交換会に、コーディネーターとして参加した。行政に対してのみに意見が集中することなく、各段階における責任分野を意識しながら意見交換ができたのは望外の喜びであった。

（岡山県 男性 51 歳 食品関係業務経験者）

「食の安全」実践セミナーに参加して

北海道の 6 都市で開催された「食の安全」実践セミナーに参加した。北海道のメーカーによる不祥事が相次いだことから、急遽企画されたものである。こうした企画は食品関係者にはいい刺激になる。しかし、一方で、新たな偽装や賞味期限の改ざんが明るみに出ており、一般消費者はまだ安心することはできない。

（北海道 男性 66 歳 食品関係業務経験者）

【食品安全委員会からのコメント】

日頃から食品安全行政への御理解・御協力、誠に有難うございます。

御参加いただきました各意見交換会は自治体主催で開催されたものと考えます

が、当食品安全委員会におきましても、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一環として、関係機関と連携するなどし、様々なテーマで意見交換会を実施しております。

今年度におきましても、「食中毒の原因微生物」や「農薬」、「放射線照射食品」等をテーマとして意見交換会を実施しており、今後も時宜を得た事柄をテーマとして、意見交換会や国内のみならず海外の有識者を招聘しての講演会等の開催を検討しております。

食品安全モニターの皆様にも、お近くで開催される折には、是非御参加いただきたいと考えております。

またその際には、御家族や御友人にもお声掛けいただければ幸いです。

3 . B S E 関係

若齢牛の B S E 検査廃止について

国は、20 ヶ月齢以下牛の BSE 検査補助金を切る旨を各自治体に通達した。この方針に対し、一部自治体では消費者に根強い不安があるとの理由で検査継続を表明しているが、国は消費者に対し、BSE 情報を十分に伝え、行政と消費者で情報の共有をし、消費者の不安を払拭できれば、全国一律検査廃止方向に進むものと思われる。

(福岡県 男性 77 歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

BSE 検査については、食品安全委員会が平成 17 年 5 月 6 日に厚生労働省及び農林水産省に通知した、「我が国における牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、BSE 検査対象月齢を全年齢から 21 ヶ月齢以上の牛に変更した場合、食肉の汚染度は、全頭検査した場合と 21 ヶ月齢以上を検査した場合のいずれにおいても、「無視できる ~ 非常に低い」と推定され、この結果から、検査対象月齢の変更がもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと評価しています。

これについて食品安全委員会では、審議の段階での国民との意見交換会や、評価書案が取りまとめられた段階での意見・情報の募集等、リスクコミュニケーションに努めると共に、評価のポイントについて、ホームページ、季刊誌等を通じて積極的に情報提供をしてまいりました。

20 ヶ月齢以下の牛の BSE 検査費用に対する補助の打ち切りについては、リスク評価結果を踏まえて所要の措置を講じてきた厚生労働省が一義的に対応すべきであると考えていますが、食品安全委員会としても、今後ともリスクコミュニケーション等に取り組んでまいります。

【厚生労働省からのコメント】

BSE 全頭検査については、平成 13 年 10 月当時、牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、国内で BSE 感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があったこと、等の状況を踏まえて開始したものです。BSE 対策については、他の

食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しにあたって、食品安全委員会に諮問を行い、食品安全委員会の答申において、BSE 対象月齢を 21 ヶ月齢以上とした場合であってもリスクは変わらないとされたことを受け、平成 17 年 8 月、BSE 検査の対象月齢を 21 ヶ月齢以上とすることとしました。また、最近、管理措置について消費者等関係者の皆様の関心が高いことから、リスク評価や管理措置の現状について改めて認識を共有したいと考え、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の 3 府省の共催により、11 月に全国 6 箇所において意見交換会を開催し、BSE の国内対策について、食品安全委員会からリスク評価結果の内容を、厚生労働省及び農林水産省からリスク管理措置の現状等を御説明し、会場の皆様との意見交換を行いました。このように、これまでリスクコミュニケーション等を通じて国民への説明を行ってきたところですが、当該通知において、各自治体においても関係者の理解を深めていただけるよう依頼するとともに、今後とも国においても食品安全委員会の科学的知見に基づくリスク評価結果について国民に十分理解されるよう、リスクコミュニケーション等に努めてまいります。

4 . 器具・容器包装関係

環境ホルモン汚染について

カップめんスープや缶飲料から高濃度の環境ホルモンが検出され、若者の生殖能力の低下の原因になっている可能性があるとの話を聞きました。このことを消費者自身が認識すれば、企業も安全な製品作りに取り組むように思います。

(兵庫県 女性 37 歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、合成樹脂製の器具・容器包装について、食品衛生法に基づく必要な規格基準を定めて、これに適合しないものの製造、輸入、販売等を禁止する等して適切に対応しています。

御質問の件については、内分泌かく乱化学物質に関連する調査研究を通じて、必要な情報収集を適切に行っており、現在までのところ、内分泌系への薬理作用を期待して医薬品として使用された DES (ジエチルスチルベストロール。現在は使用されていません。) のような例を除き、内分泌かく乱化学物質と疑われる物質によりヒトが有害な影響を受けたと確認された事例はありません。なお、厚生労働省では、以下の URL で内分泌かく乱化学物質に関する Q&A を掲載する等して一般消費者の方への情報発信を行っていますので、詳細はこちらを御覧下さい。

<http://www.nihs.go.jp/edc/question/qanda.htm#>

5 . 遺伝子組換え食品等関係

遺伝子組換え作物・食品の見直し

遺伝子組換えによる大豆や米等の研究が進んでいるとのことである。関係諸機関は研究・開発に積極的に取り組む団体を支援するとともに、消費者には遺伝子組換え作物・食品の安全性についてわかりやすく PR していただきたい。

(兵庫県 女性 71 歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、遺伝子組換え食品のヒトの健康に与える影響について評価を行っています。

なお、安全性評価を担当している遺伝子組換え食品等専門調査会の審議内容については、調査会終了後、議事録を公開しております。

遺伝子組換え食品につきましては、これまで厚生労働省及び農林水産省と連携して意見交換会を実施するほか、季刊誌や DVD ソフト「遺伝子組換え食品って何だろう? ~そのしくみと安全性~」を作成するなど、国民に対する正確な情報提供にも努めているところです。なお、DVD ソフトにつきましては、既に配布は終了しておりますが、食品安全委員会のホームページから閲覧することができます。

<http://www.fsc.go.jp/osirase/1903dvd-idensi.html>

また、食品安全委員会ホームページの『相談受付(「食の安全ダイヤル」)』の FAQ の中でも、遺伝子組換え食品の安全性について解説しています。

http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508_qa_2.html#8

今後も、海外から有識者を招聘して意見交換会を開催するなど、リスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。

【厚生労働省からのコメント】

遺伝子組換え食品の安全性確保についての情報提供として、厚生労働省の「遺伝子組換え食品ホームページ」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/index.html>)において、安全性審査に関する具体的内容等を紹介した Q&A やその他関連資料を掲載しているほか、より分かりやすい情報の提供を目指して、パンフレット「遺伝子組換え食品の安全性について」を作成しています。今後ともリスクコミュニケーションの機会等を通じて、国民に対する正確な情報提供に努めてまいります。

【農林水産省からのコメント】

農林水産省では本年 5 月以降、「遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関する検討会」を開催し、今後の遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関し、研究開発を重点的に進める分野や研究体制のあり方などについて議論を行っております。

また、これまでも、消費者や生産者等の皆様に対し、遺伝子組換え技術に関する正確な情報提供を行うとともに、対話による意見交換の場等を通じ、遺伝子組換え技術に対する正しい理解の促進、不安感の解消を図り、遺伝子組換え技術の利用について共通の認識を得るべく活動を進めてきたところです。

今後とも、こうしたコミュニケーション活動等について、一層効果的な成果が得られるよう工夫や改良を加えながら、取り組み内容を強化するとともに、印刷物やホームページ等の広報媒体も積極的に活用しながら、広く情報提供に努めてまいります。

(参考)

農林水産省「遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関する検討会」

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/committe/gm/top.htm>

農林水産省「遺伝子組換え技術の情報サイト」

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/anzenka/index.htm>

6. 食品衛生管理関係

CIQマークの導入について

頻発する中国製食品の食品衛生法違反事例に対処するため、中国政府が製品輸出時のモニタリング検査をクリアした証である CIQ マークの導入を決定したことはとても望ましいことだと感じました。これで中国製の食品も少しは安心して購入できるようになっていくと思います。

(三重県 男性 36歳 食品関係業務経験者)

中国産水産物に含まれるホルモン剤について

「中国産水産物に含まれるホルモン成分の影響で、児童の身体に異変が生じている」と新聞に記載されていました。我が国も輸入食品に対して、施設・人員を充実させたうえで、しっかりとリスク管理をしてほしいと思います。

(石川県 女性 70歳 医療・教育職経験者)

さまざまな国からの輸入加工食品の安全性の不安について

大型業務用スーパー、卸売スーパーの進出に伴い、さまざまな国からの輸入食品が出回っているが、加工するにあたり、食品添加物や品質管理などについて、実際のところ大丈夫なのか。輸入食品の安全性について食品安全委員会等はどのように考えているのか。

(鳥取県 女性 49歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会は、国民の健康保護が最も重要という認識のもと、科学的知見に基づき、中立公正な立場から食品健康影響評価(リスク評価)を行っています。

輸入食品の安全性確保については、従来からリスク管理機関である厚生労働省において、輸入時検査等の監視・指導、輸出国政府との協議等を通じ、適切に対応していただいていると認識しております。

【厚生労働省からのコメント】

輸入食品の監視・指導にあたっては、統計学的に一定の信頼度で法違反を発見することが可能な検査数を基本に、食品毎に違反率や輸入量を考慮して策定した年間計画等に基づき全国31カ所に配置された検疫所においてモニタリング検査を

実施しています。また、モニタリング検査で違反が繰り返し確認された場合や、海外情報等に基づく健康影響の程度などを踏まえ、食品衛生法違反の蓋然性が高いと判断される場合には検査命令（輸入者に対し、輸入の都度全ロット検査を命じ、結果が判明し適法であることが確認されなければ輸入できない制度）を実施しており、食品衛生法に違反する食品については廃棄等の措置を行いその輸入を防止しています。

一方、検疫所における検査体制の強化については、全国に 334 名の食品衛生監視員を配置し、食品等の輸入時の審査、検査等を実施するとともに、残留農薬等の高度な分析業務を集中的に行う検査センターを横浜及び神戸検疫所に設置し、さらに検疫所の試験業務の一部を民間の検査機関へ委託できる体制を整備するなど、検査体制の充実、強化及び効率化を図っているところです。

輸入食品の安全性確保は、食品安全基本法や食品衛生法に明記されるよう輸入者が第一義的責任を有しており、食品の輸入時にはその食品に係る添加物の使用や製造工程について明記した届出書の提出を義務づけています。また輸入者自らがその責務を適切に履行できるよう、輸出前の検査等の実施、講習会や検疫所の輸入食品相談指導室等を通じた指導を行っています。さらに、厚生労働省では、違反食品の輸入を未然に防止する観点から、輸出国政府に対して我が国の規制の周知や、検査方法等の情報提供を行うとともに、違反が発生した場合には、再発防止の観点から、輸出国政府に対して安全対策を求め、必要に応じて職員を派遣して現地調査を行うなどの対応も図っているところです。

輸入食品の監視体制や検査結果（違反事例を含む。）についてなど、輸入食品監視業務に関する情報については、以下のホームページに掲載し、情報提供しておりますので御参考願います。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

食品中の異物混入について

米国 FDA は、食品中にどれだけの不純物汚染が許容できるか、その最大量のガイドラインを示している。日本では、異物混入について FDA のようなガイドラインが示されていないことから、一部の住民団体やマスコミが食品中の異物混入事件などの事例を必要以上に大きな問題として取り上げてきた経緯があり、冷静かつ客観的に対処する必要を感じている。当局はそうしたガイドラインを示すとともに、安全とリスクの客観的な科学的根拠についての多くの情報を今以上に開示していただきたい。

（愛知県 男性 62 歳 その他消費者一般）

【厚生労働省からのコメント】

食品中の異物混入については、食品等事業者による適切な異物混入防止対策が図られることが重要です。

食品等事業者に対する立入調査、食品の収去検査、施設や食品の取扱いに係る衛生指導等については、各都道府県等の保健所が実施しており、食品中の異物混入について相談等があった場合、当該事由による人の健康を損なうおそれの有無を踏まえ対応しているところです。

生で食す野菜などを消毒するオゾン水について

生で食す野菜などを消毒する際、オゾン水で殺菌をする給食施設がある。一般の消毒液がニオイが残るのに対して、オゾン水は無臭である。オゾン水を、塩水や一般の消毒液と比べた場合の殺菌効果はどのようなだろうか。

(山梨県 女性 71歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

オゾンは既存添加物であり食品の殺菌目的で使用されていますが、オゾン水に限らず一般的に殺菌剤の殺菌効果は対象となる食品やオゾン濃度等によって変わるため、一概に比べることは困難です。

なお、生野菜の殺菌につきましては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付け衛食第85号別添(最終改正:平成15年8月29日付け食安発第0829008号))において、流水(飲用適のもの。以下同じ。)で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム(生食用野菜にあっては、亜塩素酸ナトリウムも使用可)の200mg/lの溶液に5分間(100 mg/lの溶液の場合は10分間)またはこれと同等の効果を有するもの(食品添加物として使用できる有機酸等)で殺菌を行った後、十分な流水ですすぎ洗いをを行うこととしています。

菓子製造業界への指導について

菓子製造業界は衛生管理や商品管理等の取組が旧態依然としており、改善が遅れている。行政には改善のためのアドバイスをお願いするとともに、指導の強化と違反に対する賞罰を厳しく行うべきと考える。

(熊本県 男性 68歳 食品関係業務経験者)

【農林水産省からのコメント】

(HACCP手法の導入促進)

食品の製造過程における衛生上の危害の発生防止と適正な品質の確保を図るためには、HACCP手法の導入が有効であり、このHACCP手法の推進については、国においては、平成10年に制定した通称HACCP法(正式名称「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」)に基づいて、HACCP施設導入のための長期・低利の資金を農林漁業金融公庫が融資する等の支援措置を講じております。

また、平成15年度からは、HACCP手法の導入を推進するために、人材育成のための研修や技術情報に係るデータベースの構築などの取り組みを行っております。

なお、こうしたHACCP手法の導入の取り組みは、大企業では相当程度進んでいるものの、中小企業においては十分に進んでいるとは言い難い状況にあることから、今後ともHACCP手法の一層の普及・定着の推進を図っていくこととしております。

(食品製造業界への指導)

これまで農林水産省としましては、食品業界のコンプライアンス(関係法令の遵守や倫理の保持等)の徹底を図るため、関係法令の遵守等の要請文書の発出を

行うとともに、食品産業トップセミナーを開催しております。

特に菓子関係 19 団体に対しては、各企業における期限表示、コンプライアンス体制等の総点検、業界ごとのコンプライアンスセミナー等の開催の要請、さらに菓子関係 19 団体の役員を招集して、再度、業界内におけるコンプライアンス体制を図るよう指導したところです。

今後も食品企業のコンプライアンスの徹底を図るため、適切な対応を検討していきたいと考えております。

このほか、以下の意見があり、これについても、関係行政機関にも回付しております。

食肉加工された商品の安全性のチェックについて

食肉加工された商品の安全性が失われてしまっていると思います。食肉加工の安全性について、製造会社のみだけではなく、別の調査機関などによりチェックする等の見直しを検討していただきたいと思います。

(長野県 女性 46 歳 その他消費者一般)

7. 食品表示関係

食品に関する偽装について

食品の偽装表示が繰り返されている。あの手この手で偽装する企業が一番悪い。消費者は食品表示に疑いの目が持てるくらい、賢くなっているが、偽装を見抜くことはできない。行政は細かな目配りと指導、そして厳しい処罰が必要ではないだろうか。

(福岡県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

食品に関する偽装について

食品の悪質な偽装や消費期限の改ざんのニュースが後を絶ちません。食品業界にも、社外のチェック、検査を入れるなど、何らかの新しい対策を早急に実施し、食品不正の撲滅を望みます。

(高知県 女性 48歳 その他消費者一般)

食品に関する偽装について

食品に関する偽装が多いと思います。かつての牛乳から、肉・土産物として全国的に名の通った商品までキリがありません。「発覚しなければいい」というような体制ではなく、消費者が安心して購入でき、食べることができることが、消費者に対するマナーだと思います。

(島根県 女性 48歳 食品関係業務経験者)

食品に関する偽装について

老舗の菓子製造業者による、製造日偽装が発覚し、営業禁止処分が下されました。ここ数年、食品表示に対する消費者やマスコミの目が非常に厳しくなっている中において、継続的にしかも組織的に行われていたのはきわめて遺憾です。

(三重県 男性 36歳 食品関係業務経験者)

食品に関する偽装について

食品安全の概念はいったいどう認識されているのだろうか。また、偽装表示が発覚した。幸い、食中毒等の被害発生は皆無のようだが心配でならない。続発に対する関係諸機関の指導や取組等はどのようになされているのだろうか。

(宮崎県 男性 72歳 その他消費者一般)

食品に関する偽装について

ニュースなどで、食品業界の消費期限などの表示の偽装や改ざんが頻繁に報道されている。これでは、あまりにも消費者を馬鹿にしている、何を信じていいのか分からなくなっているのではないか。

(長崎県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

食品会社の問題発覚について

食品会社の賞味期限の改ざん、原材料の問題が連続して発覚していることに、消費者として不安があります。消費者が安心して食品をいただけるよう、業者への指導をよろしく願いいたします。

(岩手県 女性 50歳 その他消費者一般)

比内地鶏の偽装について

比内地鶏の加工品として出荷した加工品に別の鶏を使用した疑いがあると報道されてきました。偽装表示は、消費者を裏切る行為なので、もっと厳しい取り締まりをしてほしいと思います。

(和歌山県 女性 32歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品等事業者に対する立入調査、食品の収去検査、施設や食品の取扱いに係る衛生指導等については、各都道府県等の保健所が実施しています。

厚生労働省では、食品メーカーによる期限表示の延長等の事案を踏まえ、食品衛生の観点から、関係業界団体に対し、同様の事例の再発防止のため、食品等事業者の責務を再度周知徹底するとともに、都道府県等に対し、広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者に対する指導事項及び監視指導の際の重点監視事項等について通知しており、引き続き、本件について重点的な監視指導を行っているところです。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/index.html>

(「13.広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」を御覧ください。)

【農林水産省からのコメント】

消費者の信頼を揺るがす案件が続いていることを踏まえて、農林水産省としては、本年8月から、食品表示110番の対応マニュアルを見直し

都道府県域業者かどうかの判断基準の明確化

都道府県(保健所、JAS担当)農政事務所、警察等の定期的な情報交換会の開催等による連携の強化等を図っているところであり、こうした情報提供に対し、迅速かつ的確に対応し、JAS法に違反する事実が判明した場合には、厳正に対処することにより、消費者の信頼を確保してまいりたいと考えております。

また、加工食品の原材料の業者間取引についても、JAS法の品質表示義務の適用対象とすることが適当との報告を10月31日に開催された第6回「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」において、とりまとめていただいたところであり、本報告を受け、来年4月からの施行を目指し、品質表示基準の改正等必要な対応を行っていく考えです。

また、食品企業のコンプライアンス(関係法令の遵守や倫理の保持等)の更なる徹底を図るため、

各業界団体トップに対し、コンプライアンス徹底の要請、点検・検証の指示、農林水産省主催セミナーへの参加、業界団体主催セミナーの開催等を個別に要請、

経営者・監査役の意識改革を図るため、食品産業トップセミナーを開催し、意識の低い事業者に対して参加するよう積極的に働きかけるとともに、

業界全体の取組の底上げを行うため、業界団体を対象とした「食品企業の信頼性向上自主行動計画(仮称)の策定支援ガイドライン」の策定を検討しているところです。

これらの取組を通じて、業界団体や食品企業の大宗を占める中小食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進し、食に対する消費者の信頼が確保されるよう取組を進めていきたいと考えています。

食品偽装問題を契機にJAS法の見直しを

今年に入って、食品の偽装問題があとを絶たないが、このような問題が頻繁に起きる背景には、食品企業の法令順守に対する甘さがある一方、食品表示を定めたJAS法にも不備があるように思われる。これを契機にJAS法の見直しが必要であると思われる。

(静岡県 男性 69歳 医療・教育職経験者)

【農林水産省からのコメント】

JAS法においては、「一般消費者の選択に資する」という目的を踏まえ、品質表示基準の違反があった場合は、迅速に是正の指示・公表を行うことにより、効果的かつ効率的な品質表示の適正化を図ることとしています。

違反を行った業者名の公表は、社会的に極めて厳しいペナルティであり、これを迅速に行うことによる抑止効果は大きいと考えています。

JAS法の品質表示基準に違反した事業者に直ちに罰則を科す見直しを行うことについては、

罰則適用のために告発、立件等所要の手続きを経ることが必要となり、是正までに一定の時間を要すること、

人体に直接危害を与えるおそれのある事項を定めるものではなく、広汎な対象・事項について詳細に定められた規制内容に抵触した場合に、直ちに罰則を課すことには問題があること、等の問題があると考えています。

解凍食品の安全性について

大手菓子製造会社が冷凍し解凍した商品を出荷していた問題に関して、今後解凍した食品の安全性について、もう一度徹底して見直す時期が来たように思います。製造者が商品を完成して冷凍した日を製造年月日として正しく表示したうえで、解凍後、どの程度安全性が保てるのかという基準を見直すべきではないでしょうか。

(長野県 女性 46歳 その他消費者一般)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

期限表示の設定を適切に行うためには、食品等の特性、品質変化の要因や原材料の衛生状態、製造・加工時の衛生管理の状態、保存状態等の当該食品に関する知見や情報を有している必要があることから、原則として、食品等事業者が期限の設定を行うこととなります。

このため、食品等事業者においては、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等の結果に基づき、安全係数を考慮して、科学的・合理的に期限を設定する必要があります。

厚生労働省及び農林水産省においては、平成 17 年 2 月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン」をとりまとめ、各食品業界団体等に通知しており、各食品等事業者においては、このガイドラインを踏まえ、適切な期限の設定がなされているところです。

なお、当該ガイドラインでは、食品等事業者に対して、期限設定の根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められたときには、情報提供に努めるよう周知しているところです。

この他、加工食品の表示に関する共通 Q&A（第 2 集：期限表示について）を公表しており、今後とも食品表示に関する普及啓発に努めてまいりたいと考えています。

（参考）

「食品期限表示の設定のためのガイドライン」

厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/hyouji/dl/02.pdf>

農林水産省ホームページ：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/sougou_syokuryou/guideline.pdf

「加工食品に関する共通 Q&A（第 2 集：期限表示について）」

厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/kakou2/index.html>

農林水産省ホームページ：

http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyakako_kyotukigen.pdf

表示に関する相談しやすい行政の相談窓口について

多くの地方の中小の食品製造業者は法律の知識がなく、品質表示基準等に反した表示が横行しています。現状の行政の相談窓口は敷居が高いのではないのでしょうか。表示について気軽に相談のしやすい相談窓口を民間団体等への委託も含め検討し、その周知をしたらどうでしょう。

（福岡県 男性 57 歳 食品関係業務経験者）

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

食品の表示については、食品衛生法、JAS 法、景表法（不当景品類及び不当表示防止法）等の法律がありますが、それぞれの法目的から必要な規制が行われており、関係省庁が連携して、効率的活的確な運用を図ることが重要であると考えています。

このため、国民からの相談窓口として、

食品衛生法及び JAS 法に基づく表示についての相談を一元的に受け付ける窓口（全国 6 箇所）

食品表示に対する国民からの情報を広く受け付ける食品表示 110 番を設置しています。

【一元的な窓口】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/madoguchi.html>

【食品表示 110 番】

http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/pdf/110ban_mado.pdf

このほか、以下の意見があり、これについても、関係行政機関にも回付しております。

野菜ジュースの表示などについて

「1本で1日分の野菜を使用」などと表示されている野菜ジュースがある。名古屋市消費生活センターが野菜ジュース(100%を含む)を検査したところ、厚生労働省が推奨している1日の野菜の摂取量350gにおける五大栄養成分すべてで目安を上回るものはなかったとテレビ番組で報道されていた。商品の内容について正しく記載する必要があると思う。

(長崎県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

8. その他

こんにゃくゼリー規制への道筋について

平成19年10月から、こんにゃくゼリーに統一の警告マークが表示された。12年間で14人が死亡した食品への対策として、このマークだけで事故の再発が防げるのだろうか。窒息死のハザードとリスクを明確にして、規制への道筋を立てることを食品安全委員会等に望みます。

(福岡県 男性 56歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

「こんにゃく入りゼリー」を原因とした窒息事故が子どもや高齢者を中心に発生していることから、事故を防止するためには、子どもや高齢者の摂食に関する注意喚起を行うことが重要です。

このため、食品安全委員会としても、委員会ホームページにおいて、「こんにゃく入りゼリー」による死亡事故に関する注意喚起を行っているところです。

(<http://www.fsc.go.jp/sonota/konnyakujellyjiko1907.html>)

【農林水産省からのコメント】

こんにゃく入りゼリーによる窒息事故については、これまでも、関係団体を所管する農林水産省として、こんにゃく入りゼリーに起因する窒息事故の再発防止に向けて、注意表示の徹底・改善、物性や形状等の改善等について業界全体として早急に取り組むよう関係団体に対して、指導してきたところです。

8月8日、こんにゃく入りゼリーの製造・販売等の実態、物性の測定及び注意表示等に関する調査の結果を公表(http://www.maff.go.jp/j/press/2007/20070808press_1.html)したところですが、この調査により、

平成19年5月23日の国民生活センターの事故事例公表後、複数の食品事

業者において窒息事故防止のための追加的措置（こんにやく粉の配合量の減少、形状・容器の変更等）がとられていること、

食品事業者がゼリーの物性及び注意表示の改善に向けて留意する点があること、等が明らかになったところです。

これを受けて、業界団体における窒息事故の再発防止に向けた取組を促進する観点から、業界団体の対策会議における説明、関係事業者団体への通知を行うとともに、8月8日に公表した調査結果を農林水産省のホームページへ掲載したところです。

また、9月20日に全国こんにやく協同組合連合会、全国菓子工業組合連合会、全日本菓子協会が「一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止対策」を公表し、事故再発防止のための具体的対策の一つとして統一マーク等の警告表示等について自主的に行うこととしています。

【統一警告マーク】



農林水産省としては、今後とも、業界団体による自主的な取組を一層促進するため、

業界団体及び各事業者の取組に対する助言・指導、

業界団体の改善に向けた取組に関する情報提供、

改善状況等に関する情報収集、

等を行ってまいります

人工野菜に対する私見

人工光源を利用し、無農薬で害虫の被害もなく、季節を問わず短期間に出荷できる人工野菜を生産する企業に対して、関係諸機関は常に、モラルの向上と生産意欲・技術の高揚に努めるように支援していただきたい。

（兵庫県 女性 71歳 医療・教育職経験者）

【農林水産省からのコメント】

人工光源を利用し、季節を問わず野菜を生産出荷することができる施設（いわゆる植物工場）の整備に当たっては、産地競争力の強化等を目的とした「強い農業づくり交付金」により、農業協同組合や農業生産法人等への支援（補助率2分の1）を行っているところです。

http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/seisantaiaku/koufukin_7.pdf

食品製造業の経営者を対象にした「倫理研修」の実施について

食品製造業の経営者サイドのマインドの緩み、モラル低下に歯止めをかけるために、経営者を対象とした「倫理研修」を定期的に行う旨を法律で定めることを提案する。モラルや緊張感の低下を防ぐしくみを制度化することが必要だ。

(北海道 男性 38歳 食品関係業務経験者)

【農林水産省からのコメント】

農林水産省では、食品企業のコンプライアンス（関係法令の遵守や倫理の保持等）の更なる徹底を図るため、

各業界団体トップに対し、コンプライアンス徹底の要請、点検・検証の指示、農林水産省主催セミナーへの参加、業界団体主催セミナーの開催等を個別に要請、

経営者・監査役の意識改革を図るため、食品産業トップセミナーを開催し、意識の低い事業者に対して参加するよう積極的に働きかけるとともに、

業界全体の取組の底上げを行うため、業界団体を対象とした「食品企業の信頼性向上自主行動計画（仮称）の策定支援ガイドライン」の策定を検討しているところです。

これらの取組を通じて、業界団体や食品企業の大宗を占める中小食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進し、食に対する消費者の信頼が確保されるよう取組を進めていきたいと考えています。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

食品添加物の適切な使用について

食品添加物は、食品の加工技術の発達の歴史とともに、使用される品目や種類が増えてきました。食品添加物の不安情報の多くは、使う人のモラルが信頼されていないことが原因になっているように感じます。食品を製造される皆様には、適切な使用をしていただきたいと思います。

(大阪府 女性 35歳 食品関係業務経験者)

「霜降り」肉づくりの矛盾と安全性

「霜降り肉」は、牛が備える特性に反する飼養形態だと雑誌で読んだ。牛の本来の食べ物とは異なる濃厚飼料を大量に食べさせている飼育者もいるという。濃厚飼料のほとんどを輸入に頼り、牛の生理に反するような飼養方法では、安全な食品とは認識できない。牧草主体の給餌からつくりあげた肉こそが、立派で安全なものだと思う。

(宮崎県 男性 72歳 その他消費者一般)